

2026 年 9 月 14 日
福岡県庁信用組合

各種預金積金規定の改定のお知らせ

2026 年 9 月 14 日（月）より、次のとおり各種預金積金規定の改定を行います。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承下さい。

1. 対象となる規定

普通預金規定、自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）、自動継続期日指定定期預金規定、積立定期預金規定（だんだんつみたて）、定期積金規定

2. 改定内容

①全ての規定に共通する事項

- ・民法 548 条の 4 による約款の変更について、条文を修正しました。
- ・これまで預金種類毎に分かれていた規定を「預金積金規定集」として統合しました。
- ・福岡県信用組合との合併日（2027 年 2 月 22 日）以降、全ての預金積金には福岡県信用組合の預金積金規定が適用されますので、当組合の預金積金規定集にその旨を記載するとともに、合併後適用される規定を記載しました。

②普通預金規定に関する事項

未利用口座管理手数料について、福岡県信用組合との合併日（2027 年 2 月 22 日）よりも前に手数料の徴収が発生しないことから削除しました。

※合併後は、福岡県信用組合の規定により未利用口座管理手数料が発生いたします。

③自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）に関する事項

利息を元加ではなく指定口座で受け取る場合（中間利払を含む）、口座の指定がない場合は当該預金者の当組合普通預金口座を指定口座といたします。

3. 改定後の規定

預金（お金を貯める）ページに掲載していますので、ご確認願います。